

東浦町地域防災計画の修正要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされています。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画及び地震・津波災害対策計画では、防災基本計画の修正に関する項目などについて、愛知県地域防災計画の修正を反映しました。

また、原子力災害対策計画では、原子力災害対策指針の改正に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映しました。

2 主な修正事項及び修正箇所**【風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画】****(1) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応**

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市町村、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等について、記載を追加した。

(資料 3：地震・津波 p20 資料 4)

(2) 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

昨年の房総半島台風（台風第 15 号）の教訓を踏まえ、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加した。

(資料 2：風水害 p 5 資料 3：地震・津波 p 5)

(3) 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による調査体制の強化

町と建築、不動産関連の関係団体との間で「災害時における家屋被害認定業務に関する協定」を 2020 年 5 月に締結したことに伴い、県を通じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、調査体制の強化を図ることについて、記載を追加した。

(資料 2：風水害 p 32 資料 3：地震・津波 p 35)

(4) 災害救助法に基づく救助実施市の指定（名古屋市）に係る修正

2018年6月の災害救助法の一部改正により、相応の災害対応能力を持つ指定都市を、都道府県と同様に災害救助法に基づく救助の実施主体として内閣総理大臣が指定する「救助実施市制度」が創設され、2019年12月に名古屋市が指定されたことに伴い、救助実施市が実施する応急活動等について、記載を追加した。

(資料2：風水害 p26、p31 資料3：地震・津波 p20、p30、p33)

(5) 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

国の防災基本計画の修正を踏まえ、国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加した。

(資料2：風水害 p15、p16)

(6) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進

国の防災基本計画の修正等を踏まえ、県及び市町村は、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図ることについて、記載を追加した。

(資料2：風水害 p 1、p 2、p 24 資料3：地震・津波 p 3、p 4、p 28)

(7) 避難所における感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所における過密抑制対策等の推進や避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等について、記載を追加した。

(資料2：風水害 p 11、p 12、p 13、p 16 他)

(資料3：地震・津波 p 12、p 13、p 14、p 20 他)

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。